

平成25年 9月 3日

吹田地区過半数代表者  
勝木保雄 殿  
豊中地区過半数代表者  
柿本辰男 殿  
附属病院地区過半数代表者  
高階雅紀 殿  
箕面地区過半数代表者  
今岡良子 殿

理 事  
尾山 眞之助

就業規則の変更について（依頼）

このたび、下記のとおり変更の必要が生じたので、内容についてご検討いただき、別添意見書に記入及び押印いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

なお、記入及び押印していただいた意見書は、平成25年9月17日（火）までにご提出していただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

記

1. 名称

- 「17. 国立大学法人大阪大学教職員退職手当規程」
- 「18. 国立大学法人大阪大学教職員の退職手当に関する細則」
- 「45. 国立大学法人大阪大学任期付教職員退職手当規程」

2. 変更箇所

別紙のとおり

以上

大阪大学総長 殿

「17. 国立大学法人大阪大学教職員退職手当規程」

「18. 国立大学法人大阪大学教職員の退職手当に関する細則」

「45. 国立大学法人大阪大学任期付教職員退職手当規程」などの就業規則案について、労働者の意見をまとめました。

- ・ 退職金という重要な労働条件の変更なのですから、責任のある学長や理事が説明するべきだと思います。そう思わないのですか？
- ・ pdf ファイルを送りつけて、周知できたと思いますか？複雑でよくわかりません。
- ・ 勸奨退職の場合、早期退職を希望するすべての人が対象になっていたと思います。この「応募認定退職制度」は募集人数に限られる可能性があるようです。国が予算だてしてくれない場合も、「勸奨退職」制度を廃止するのですか？
- ・ 早くやめる人に割増しをおまけするよりも、阪大で働きたいと思う人の賃金と待遇をよくする方法を考えてください。非常勤職員にも交通費を支払ってください。働きたい非常勤職員や非常勤講師を5年で雇い止めにするのをやめてください。

以上

箕面地区過半数代表者..... 今岡良子

